

1 はじめに

兵庫県の10代つづく「高田家」から、江戸時代・明治時代の古文書が大量に出てきた。我々はこの「高田家」のファミリーヒストリーを書くことになり、高田家が地主業・金融業を生業としていたことから、地主業・金融業に関わる古文書を翻刻し、書き下すことになった。本論文では、「所持田畑宅地記載帳」（1884年）を取り上げ、いかなるファクトを見つけていることができたかを論じる。

2 耕地の「上台（上代）vs. 下台（下代）」と山野

近世の村は集村形態、すなわち村人の家屋敷からなる集落を中心に、その周囲の田畑、さらにその周りに広がる山野から構成されていた。農業の集約化が進んだ近世社会では、屋敷地と耕地は分離するようになった。

耕地の質は「上台（上代：台地面）」「下台（下代：沖積低地）」で異なっている。高田家在所の「村明細帳」によれば、面積1反あたりの種籾量は上台に位置する村々が7升であるのに対して、下台に位置する村々は6升であった。つまり、下台の村は肥沃で農業に適した土地であるが、肥料の供給源である山野からは遠い、逆に上台の村は肥料の供給源である山野に近いが、耕作に適した土地ばかりではなかった。川を支えとする下台は溜池を支えとする上台よりも肥沃であるので、下台に位置する村は田畑面積全体に占める田の割合が大きかった。上台はため池、下台は川によってそれぞれ支えられ、高田家の居所には川はあったが、溜池はなかった。

高田家在所の「村明細帳」においては、山野は「御林」「藪」「野山」「芝野」などと分類されている。「御林」は領主のために木を生い茂らせたままの山野のことであり、「野山」はいわゆる草山の無い山（村絵図で樹木が描かれていない山）のことである。住民にとって、村々の周囲に広がる山野は里山として必要不可欠であった。すなわち、山野は、家屋の建築資材、田畑への肥料（草肥）、薪や炭などの燃料、道・橋などの修復の材料、木の実や山菜などの食料、牛馬の放牧場や飼料となる秣などを提供することによって、人々の生活にとって必要不可欠なものであった。

3 池田輝政・本多忠政・榊原忠次の検地

土地の生産力を測るための「検地」は重要な行政作業となり、中世の村は検地を受ける中で、それまで曖昧だった村の境界を確定する作業（「村切り」）が行われ、近世の「村」として把握されるようになった。

高田家在所の村は一貫して姫路藩領のまま幕末を迎えることになった。池田輝政が姫路藩主であったころは、「地方知行（じかたちぎょう）制」が行われていた。つまり、大名が、家臣に一定の領地（「知行地」）を与えるとともに、知行主としての家臣に年貢の決定・徴収権、百姓の使役権、裁判権などを保持させ、領地と農民を直接支配させた。姫路藩は、土地の本来の所有者と直接耕作者の両方を把握しつつ、直接耕作者を年貢負担者とみなした。

高田家在所の村で、1750年に作成された「村明細帳」には、その時点で村が保管している検地帳の一覧の記載があり、そこには1604年の池田輝政による検地が行われたことが記録されている。検地帳は、田畑の所在地・等級・面積・生産高・年貢負担者（直接耕作者）を記載し、一筆の耕作面積に耕地の等級に応じた1反あたりの生産高（石盛）を掛け合わせ、個々の耕地の生産高を石高で表記するのが一般的であったが、池田輝政の「慶長の二割打出し検地」は特殊であった。ここで、「田畑の等級」とは、耕地の田畠が上、中、下、下々、荒の5等級分されていることである。

姫路藩主・池田家は1代目輝政、2代目利隆、3代目光政と続くが、光政は幼少を理由に因幡鳥取に転封された。池田光政のあとの姫路藩主・本多忠政は1631年に過酷な新検地を行い、「毛付高（けつけだか）」（植え付け高）、したがって「納米（おさめまい）」（年貢高）は増大したので、生産力の低い田畑は打ち捨てられ、荒地地になった。

榊原忠次は、本多忠政の過酷な検地政策による村の荒廃を見て、1656年再検地を行い、毛付高・納米は減少した。毛付高・納米の減少の原因は、1反当たりの生産高である石盛の変更ではなく、池敷・川欠・野末の田畑の荒地など耕作していない土地の除外による面積の減少であった。

4 年貢と「村請制」

中世後期から、村人たちが自治運営する村（「惣村」）が全国的に誕生し、重要事項は「村寄合」で決定された。「惣村」は年貢の徴収を請け負い、掟を定め、警察権・司法権を行使した。惣村は近世の「村」の母体となり、村の運営費用（「村入用」）は村内の百姓たちがそれぞれ負担した。

近世の支配者である武士は農村を離れて都市に集住し（「兵農分離」）、領主支配は、百姓が居住する村を支配単位とする「村請（むらうけ）制」によって行われた。村請制は、領主が百姓1人ひとりを直接管理支配するのではなく、年貢などの徴収を村に請け負わせる制度であった。

村の自律的運営には、庄屋と領主の書類のやりとりが必須となり、例えば「検地帳（土地台帳）」「年貢割付状（領主が年貢の割付を記したもの）」「名寄帳（人別で土地を書き上げた、村内で年貢割付のための基礎台帳）」「宗門改帳（しゅうもんあらためちょう：戸籍）」「村明細帳（村勢要覧）」などが作成され、文書行政が行われた。（注1）

近世の幕府を頂点とする公儀は「村」を行政の基礎単位とし、さらに土地の生産力を米の収穫高である「石高」で示し、「石高」を経済・社会を編成する基礎単位とした。近世においては、村の規模は石高で測られていた。すなわち、村の田畑から屋敷地までのすべてを石高に換算し、その総計を「村高」とした。（注2）

高田家在所の村の石高（村高）増大の理由は、第1に中世末期から近世にかけての農業技術の向上、すなわち水利灌漑・治水の発達、牛馬耕にともなって深耕が可能になったこと、厩肥（きゅうひ）使用による耕地改良、集約化の進展、第2に新田開発による耕地拡大であった。

「村高」から川成地など荒廃して免税となった土地の石高を差し引いて算出されたものは「毛付高（けつけだか）」（植え付け高）と呼ばれ、年貢量は以下の2段階で算出された。すなわち、第1段階では「倫取法（りんどりほう）」によって毛付高に年貢率を掛け合わせて「取米（とりまい）」を算出し、第2段階では取米に付加税である口米（くちまい）などを加えた「納米（おさめまい）」を算出した。「納米」が年貢高（石単位）の総計である。

納米 = 毛付高 × 年貢率 + 口米など

であり、年貢率は年単位で変化したので、納米は年々変動した。（注3）

領主によって村宛てに発行された年貢割付状は「年貢免状」と呼ばれ、村全体で集めるべき年貢の合計が記されているだけである。建前上は、個々の土地の等級、生産力、年貢率は領主が定めることになっていたが、村請制によって村全体の年貢高が定まった上は、庄屋・年寄・組頭といった村役人が分担を決めた。村の百姓1人ひとりへの年貢の割り当ては村に任せられ、そのため年貢を払えない百姓がいる場合はその百姓の年貢は村が肩代わりした。

5 年貢収納方法と階層分化

田畑の当該年の作柄から年貢率を決定する方法は「検見方（けんみほう）」、過去数年間の年貢高の平均を基準として年貢高を定め、作柄のいかんにかかわらず一定期間年貢高を固定する方法は「定免法（じょうめんほう）」とそれぞれ呼ばれ、近世中期（江戸時代前期）以降は次第に「定免法」が普及した。

定免法は領主と村の双方にメリットがあった。すなわち、定免法は、領主にとっては、作柄いかんにかかわらず、一定した量の年貢米が収納できるというメリットがあり、また、村にとっては、1つには役人の出張受け入れという厄介な負担を減らすことができる、もう1つには田畑の生産力の増大によって年貢米を上回るより多くの余剰収穫量を手に入れることができるというメリットがあった。

「定免法」による余剰収穫量の発生は地主・小作人関係を生み出すことになった。江戸時代には、時期が下がれば下がるほど村内の階層分化が進んでいった。「名寄帳」を時系列で見ると、村内の階層分化がわかる。

近世の村には、耕作地を保有する「本百姓（『高持百姓』）」と、耕作地を保有しない「水呑（『無高』）」がおり、村の運営は「本百姓」によって担われた。近世の村の基本的な構成単位は「本百姓の家」であり、農業生産力の向上とともに、17世紀後半ごろには夫婦と子供を基本とする「小前（こまえ）」「小百姓（こびやくしょう）」と呼ばれる一般百姓が成長し、「家」を安定的に継続するようになった。

農業を取り巻く社会構造は「百姓の農業ばなれ」と「給米（賃金）労働者」の増加によって大きく変化した。第1に田畑の広さに対して耕作者が不足していた、第2に地主は年貢・諸役の領主への上納のために最低でも耕作地を維持していくことを目的として小作人に小作を依頼していた、第3に地主からの依頼によって耕作が実現した土地からは小作料収入（「加徳」）が得られなかった。

6 明治新政府の「地租」政策

明治維新政府は、公租（租税）制度を、幕藩体制下に生成維持されてきた「農民に対する年貢」（石高制の現物貢租）中心から、広く一般に税の負担を求めするため、農地・宅地・寺社地などの土地所有者への課税（「地租（国税地租）」：定額の金納地租）へ変えた。つまり、農地・宅地・寺社地などの土地所有者に地券を交付し、受領者の土地所有権を認めるとともに、地券に書かれた土地評価額の一定割合を税として「地租」を課した。

新政府は、1868年（明治元年）8月6日「諸国税法之儀其土風ヲ篤ト不相弁新法相立候テハ却テ人情ニ戻リ候間先一年ハ旧慣ニ仍可申」と布告し、将来の租税改正をにじませつつ、従前どおり旧法にしたがって「現物貢租（現物租税）」を村単位で負担させた。「現物貢納」は政府にとって米で納税されることであるが、これは財政を著しく不安定にした。1つには米収穫量に対する課税であるので、歳入が、したがって財政収支が不安定になった。もう1つには政府の歳入は「米」形態であっても、歳出は「金」形態であるので、納付された「米」の価格しだいで、歳入が、したがって財政収支が不安定になった。

新政府は70年8月、全国の租税率を均一化させるための準備として、各地の慣習を斟酌した「検見規則14条」を制定した。

71年11月、大久保利通大蔵卿・井上馨大蔵大輔の「三府下地券発行之儀」（東京、京都、大阪で地券を発行し、税を課すもの）が正院で認められ、72年2月、東京府下の武家地、町地の区別が廃止され、市街地券を発行して地租を徴収することになった。「三府下地券発行之儀」では、税率は、当初3%と予定されていたが、東京府の反対により2%となり、さらに同年6月には1%になった。

7 1872年の地域調査と1873年の「地租改正条例」

1871年7月の「廃藩置県」により、各府県は管内のさまざまな所領を統一的に管轄することになった。しかしながら、旧幕府領と旧大名領では、貢租の基準が異なっており、不作や交通の便否等を理由にした農民の年貢額減免運動の結果、貢租納入額は低い水準へと押し下げられていった。

高田家在所の村では、72年8月以降、旧藩時の貢租額調査が行われた。飾磨県は、地域調査を進める中で、貢租と土地所有者が複雑な関係にあることを認識したので、短期間で地券を発行するという方針を転換した。徹底的に反別調査を行って、隠田などの漏れ地をなくし、土地所有者を確定していくことにした。73年中には、各村の土地所有者に壬申地券が付与された。

明治新政府は、歳入を確保するために、73年7月に、土地所有と租税体系全体を全面的に変革する「地租改正条例」を制定し、土地制度および土地税制を全国的に統一する事業を展開した。地租改正事業の目的は、第1に全国的な税制における正確性および公平性を確保すること、第2に土地所有者が租税を貨幣で納入することにあった。

地租改正事業は、第1に土地の種類・面積の調査を行い、第2に地価の基準となる土地の生産力の確定作業を行い、それにもとづいて地租額を決定するというものであった。

78年7月、兵庫県令は播磨各町村に「明治9年分田畑宅地新租額」を申し渡し、山林原野以外の土地の地租を確定した。播磨では、一筆ごとの土地生産力（地位）を測り、10程度の等級に区分して地位等級を決定するという手法が用いられた。地位等級は、それぞれの単位で選出された総代によって「一村ごと→小区ごと→大区ごと→県レベルの平均」という形で「民議」を積み上げて、それぞれの土地の比準が行われ、確定された。

村にとって、「村山」「入会山」の山林の利用は農業経営や日常生活に欠かせないものであり、林野の権利と使用方法については近世以来複雑な慣習が存在した。山林原野や溜池等の所有を政府が認めるか否かは、近世において、その土地について年貢等の負担の証拠があるかどうか、領主によって所有が認定されていたかがきわめて重要な判断基準とされた。79年2月、山林原野の地租改正が行われた。

地租改正事業により、租税は村全体が責任をもって一括納入する体制（「村請制」）から個人納入制となった。

8 1889年「田畑地価ノ特別修正」と地価修正

江戸幕府は「田畑永代売買禁止令」（1643年）によって本田畑（ほんでんぱた：検地を経て年貢高を定められた田畑）の売買を禁止していたが、明治維新政府は1872年2月、太政官布告第50号（「地所永代売買解禁」）を発し、「地所永代売買ノ儀従来禁制ノ処自今四民共売買致所持候儀被差許候事」と田畑の自由売買を解禁した。兵庫県は、「地所永代売買解禁」の布告と、売買譲渡のための基本証書としての地券の発行という明治新政府の方針に従い、同年4月県独自の「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」を制定した。

73年7月、明治新政府は、歳入を確保するために、「地租改正条例」を布告した。「地租改正」は、第1に現物貢租（現物租税）時代の税収入を維持しつつ、第2に各地の納税負担の不均衡を是正し、第3に金納地租に変え、第4に村単位の共同納入から個人納入に変えるものであった。地租改正事業は、第1に土地の種類・面積の調査を行い、第2に地価の基準となる土地の生産力の確定作業を行い、それにもとづいて地租額を決定するというものであった。

地価・地租は地租改正事業で確定されていたが、農民の税（地租）に対する不満はくすぶり続けていた。政府は、第1回帝国議会の召集（1890年11月）を目前に控え、とくに衆議院議員の選挙権をもつ地主層の不満を和らげるために、「地価修正」を行った。すなわち、政府はまず87年に、近畿地方を中心に17県で地価修正を行って不満の緩和を試み、さらに、89年8月に地価軽減を謳った「田畑地価ノ特別修正」を公布し、全国的な地価修正を行った。

9 地価決定の手順

1875年7月地租改正事務局議定「地租改正条例細目」によれば、地価決定の手順は、第1に中央政府が全国各地の収穫高、地価を概定する、第2にそれを受けて、地方政府（府県）は村および村内の等位を決定し、これにより収穫高・地価を村ごとに定め

た。

73年7月、「地租改正条例」が布告された。74年5月太政官布告第53号で地価を5年後に見直すと定めていたが、80年5月の太政官布告第25号により一般地価はさらに5年間変えないこととなり、さらに85年が近づいた84年3月、太政官布告第7号で「地租条例」を定め、地租改正条例は廃止され、「地価」（土地台帳に記載された価格）の改訂は行われなかった。「地租条例」では、地価は原則として「地券ニ掲ゲル価格」と固定され、地目変換または開墾による場合以外、地価改正はできないこととされた。地券の価格と実際の土地価格が乖離するようになると、地券の価格は「法定地価」、「実際の土地価格」は「時価」とそれぞれ呼ばれるようになった。

84年12月、大蔵省達第89号により「地租に対する諸帳簿様式」が制定され、「地租台帳など」（府県庁）「地券台帳など」（郡区役所）「土地台帳、その他の帳簿、図面」（町村戸長役場）といった帳簿が備えられることになった。地租に対する諸帳簿を備えるためには、帳簿と図面、図面と実地の一致を確認しなければならないが、第1に測量技術が未熟であったこと、第2に帳簿の不備により脱落地があったこと、第3に無届開墾や無断地目変更の土地があったことなどから、85年2月、大蔵省訓令主秘第10号により無願開墾地、無届地目変換などを一斉に申告させることになった。

地租改正後、80年の地価特別修正、89年の田畑地価特別修正法、99年の宅地地価組替法ならびに田畑地価修正法により、地価の修正は行われたものの、第1にこれらは米価を高く設定し過ぎていた場合、あるいは収穫量を多く設定し過ぎていた場合などによって地価がとくに高い一部の地区の田畑について修正したものであり、ほとんどの地区の田畑地価は変更されないままであった、第2に宅地についてはまったく手付かずであった。

10 地価決定の要素

地租が制定されるまでは、収穫高を課税標準として税を賦課していたが、明治新政府は田畑だけでなく、武家地、町地にも地価を定め、地価に応じて地租を賦課した。

1873年7月太政官布告第272号で「地租改正法」が施行された。当初、課税標準は売買取引額とし、適正さを担保するために不当な申告額の土地については入札させて適正な価格にすることにし、それに地租を賦課するものであった。しかし、実際の入札には無理があり、そこで適正な地価を定めるため、米の収穫量と各地方の利回りから地価を見積もり、また本人の申し出を考慮しながらの地価算定を原則とした。「地価」は地租を賦課する標準として土地の品位を定めた価格であって、実地売買の市場価格ではなかった。

72年9月大蔵省達第126号「地券渡方規則」増補第15条により、田畑の呼称は廃止され、すべて耕地と称されることになった。農地の場合の地価算定方法は次のものであった。

(1) 自作地の場合の地価算定方法

地価 = (収穫額 - 種肥費 - 地租 - 村入費) ÷ 利息

(2) 小作地の場合の地価算定方法

地価 = (小作料 - 地租 - 村入費) ÷ 利息

ここで、

(1) 収穫量

75年3月、大蔵省達乙第36号で70～74年の平均となった。

(2) 米価

米価は地域によって異なった。設定された米価 < 実際の米価であれば、農民の生活は楽になった。

(3) 種肥費

地方官心得書第18章で種肥費は収穫の15%とされている。

(4) 利子

地方官心得書第19章で「当時一般貸借上ノ利子ヲ1割ト仮定シ之ニ比較シ不動産ヨリ生スル利子ハ6朱内外ヲ以テ適当トセラルルニアリ」とあり、地価算定の割引率は6%くらいであった。

11 「所持田畑宅地記載帳」(1884年)

高田家所蔵古文書1884年「所持田畑宅地記載帳」には、明治17年(1884年)7月時点で高田家が所持している田・畑・宅地・山林などの「等級」「地価(円)」「地租(円)」「町反畝歩(坪数)」「石斗升合(米収穫量)」などが記載されている。1町 = 3000坪、1反 = 300坪、1畝 = 30坪である。「所持田畑宅地記載帳」から、次のファクトを知り得る。

(1) 等級ごとの土地(田、畑、宅地、山林など)の坪当たり価格(地価/坪数)

高田家は1884年7月時点で83筆の田を所持していた。うち等級の付されているものは38筆で、等級別内訳は等級1は2筆、等級2は6筆、等級3は9筆、等級4は6筆、等級6は9筆、等級7は3筆、等級8は1筆、等級9は2筆である。等級の付されているものの中の等級4以上のものの割合は60.53%であり、高田家は良質の田を所持していたことがわかる。

等級が付されている田について、等級ごとの田の坪当たり平均価格(地価/坪数)を計算すると、等級1は0.299円、等級2は0.290円、等級3は0.274円、等級4は0.259円、等級6は0.195円、等級7は0.173円、等級8は0.160円、等級9は0.141円であり、等級1の坪当たり価格は等級9の坪当たり価格の2.12倍である。坪当たり地価は等級の高いものが高く、等級が低いものが低いことを確認できる。

同様に、等級が付されている畑について、等級ごとの畑の坪当たり価格(地価/坪数)を計算すると、等級2については2つの畑は同じ0.1292円、等級5は0.0896円である。等級2の坪当たり価格は田は0.290円、畑は0.1292円であり、田は畑の2.24倍の価格である。

さらに、同様に、等級が付されている宅地について、等級ごとの宅地の坪当たり価格(地価/坪数)を見ると、等級1は0.2495円、等級2は0.2246円である。等級2の坪当たり価格は田は0.290円、畑は0.1292円、宅地は0.2246円であり、宅地の価格は田の価格より低いことが分かる。

同様に、山林の坪当たり価格（地価／坪数）を見ると、林は0.0022円、山林は0.0008円であり、等級2の田・畑・宅地の価格に比べると、山林の価格は1／100未満である。

(2)等級ごとの、土地（田、畑、宅地、山林など）の税率（地租／地価）

税率（地租／地価）は、田・畑・宅地・山林のいかんにかかわらず、また等級のいかんにかかわらず、ほぼすべて2.5%であったことがわかる。

(3)等級ごとの田の生産性（収穫量／坪数）

「作物統計調査」（「e-Stat」）によれば、明治17年（1884年）の10アール当たりの米の収穫量は178kgである。「1反=30000アール／3025反=9.91736アール」であるので、1アール=1反／9.91736アール=0.1008反、つまり10アール=1.008反である。1.008反の米の収穫量は178kgであるので、1反（300坪）当たりの米の収穫量は176.5873kgである。また、名古屋米穀取引所定期相場（格付清算取引相場）によると、明治17年（1884年）の米1石当たりの年間最高価格6.845円、年間最低価格4.180円、年間平均価格5.058円である。

「所持田畑宅地記載帳」に記載されている387坪の田（等級1）を取り上げ、「作物統計調査」（「e-Stat」）にもとづいて収穫量を推測すると227.7976kgである。原資料には「入口米」と書いてあり、それは一般には小作料のことであるが、小作料を収穫量の68%としたとき、 $227.7976\text{kg} \times 0.68 = 154.9024\text{kg}$ である。387坪の田（等級1）の「入口米」240kgの「入口米」はここでは小作料ではなく、米収穫量であると思われる。

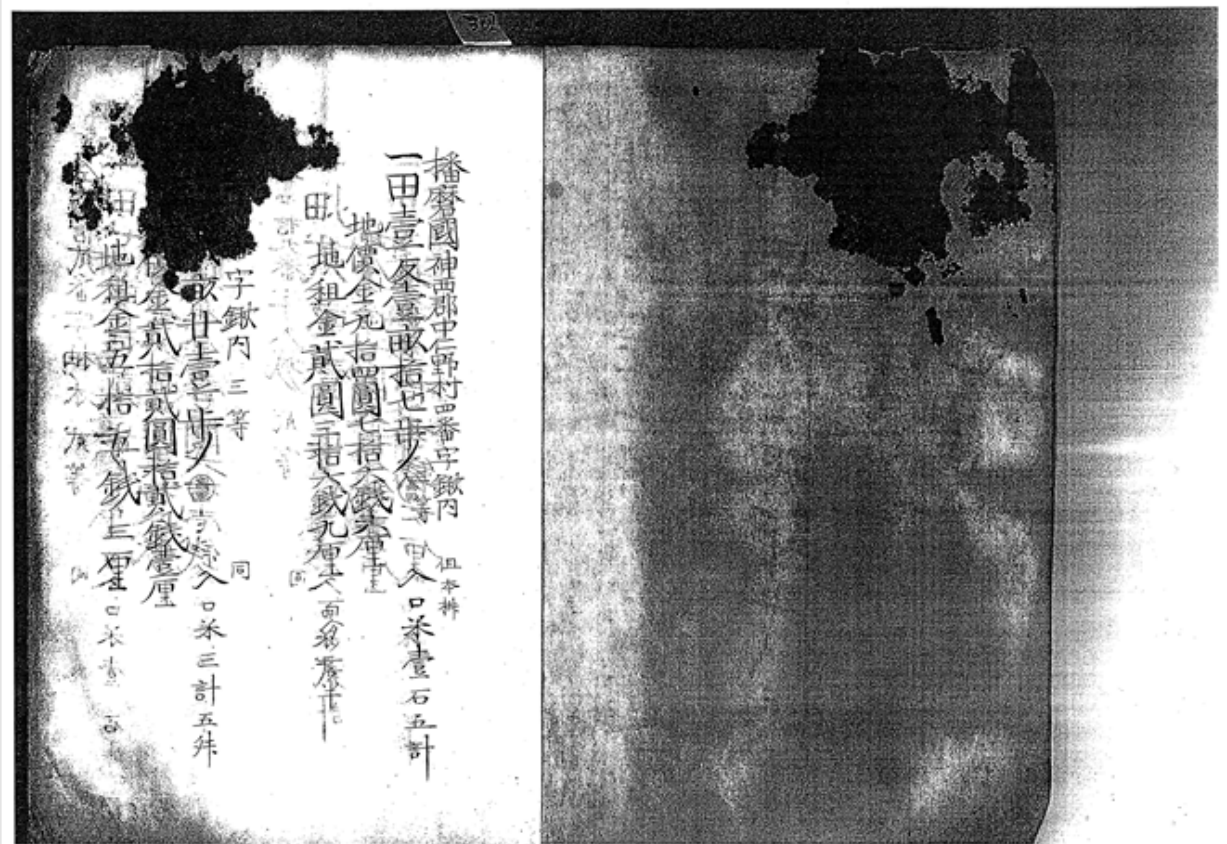
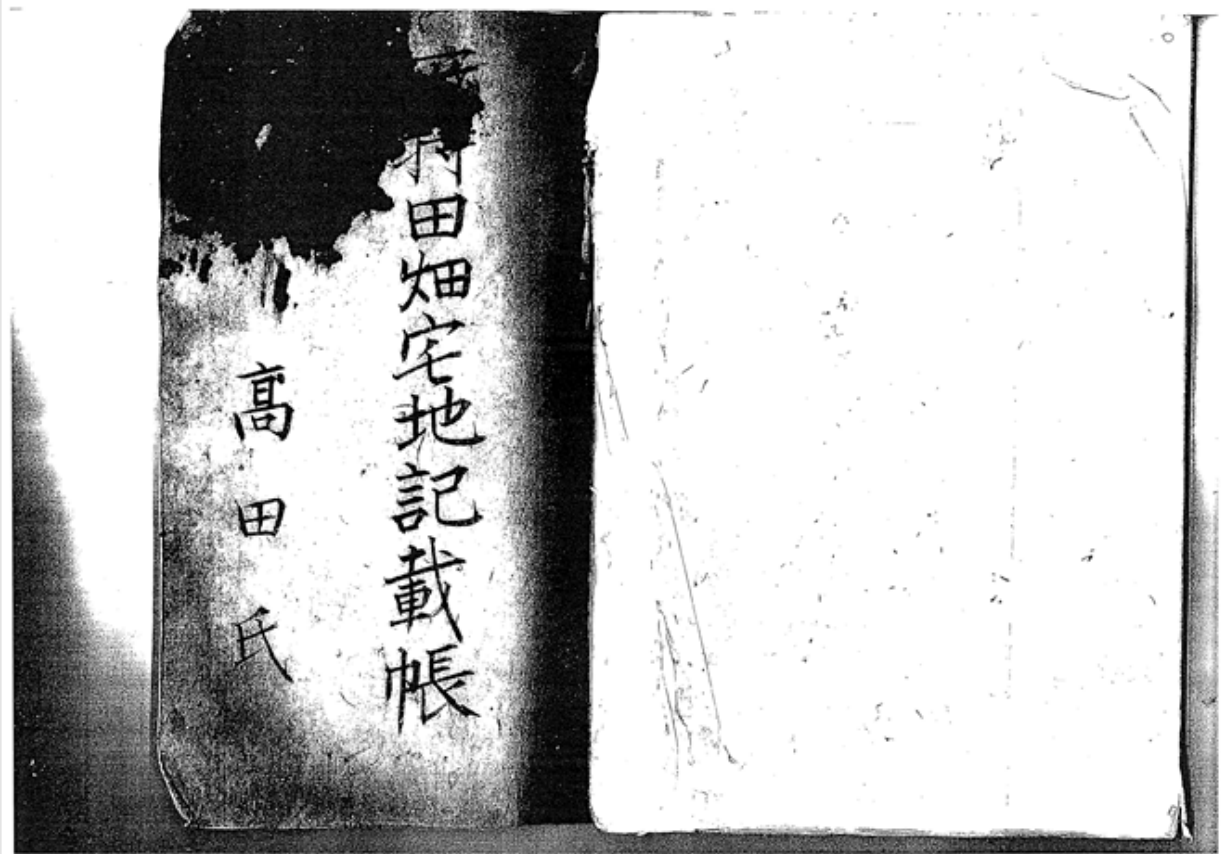
高田家所持の田のうち等級が付されている田について、等級ごとの田の生産性（収穫量／坪数）を計算すると、等級1は0.675kg、等級2は0.658kg、等級3は0.649kg、等級4は0.628kg、等級6は0.551kg、等級7は0.520kg、等級8は0.517kg、等級9は0.459kgであり、等級1の生産性は等級9の生産性の1.47倍である。生産性は等級の高いものが高く、等級が低いものが低いことを確認できる。

(4)高田家所持の土地（田、畑、宅地、山林など）総金額

「所持田畑宅地記載帳」に記載されている田の合計金額は5,146.198円、畑の合計金額は146.944円、宅地の合計金額は236.105円、林の合計金額は1.32円、山林の合計金額は0.488円であり、全体の93.04%が田である。

(5)高田家所持の土地（田、畑、宅地、山林など）総坪数

「所持田畑宅地記載帳」に記載されている田の合計坪数は20,983坪、畑の合計坪数は1,166坪、宅地の合計坪数は1,012坪、林の合計坪数は587坪、山林の合計坪数は579坪である。



出所：「所持田畑宅地記載帳」（1884年：高田家所蔵古文書）より転載

資料 2

順	数	種別	等級	地価 (円)	地租 (円)	地租/地価	地価/合 計坪数	反	畝	歩	合計 坪	合計㎡	Kg/合 計坪	石	斗	升	米收穫 量(k g)
5	1	田	1	112.23	2.806	0.0250	0.290	1	2	27	387	1,277.10	0.620	1	6		240
10	2	田	1	88.416	2.21	0.0250	0.307		9	18	288	950.40	0.729	1	4		210
67	56	田		13.582	0.34	0.0250	0.266	1	21	51	168.30	0.735		2	5		37.5
68	57	田		12.393	0.31	0.0250	0.248	1	20	50	165.00	0.750			2	5	37.5
72	61	田		34.888	0.872	0.0250	0.185	6	9	189	623.70	0.794	1				150
80	63	田		64.717	1.618	0.0250	0.235	9	5	275	907.50	0.982	1	8			270
102	75	田		136.823	未記載	#VALUE!	0.273	1	6	21	501	1,653.30	0.719	2	4		360
103	76	田		4.359	未記載	#VALUE!	0.229		19	19	62.70	0.789		1	1		15
106	77	田		70.767	未記載	#VALUE!	0.266	8	26	266	877.80	0.789	1	4			210
114	83	田		58.88	未記載	#VALUE!	0.230	8	16	256	844.80	0.773	1	3	2		198
108	79	田		99.463	未記載	#VALUE!	0.303	1		28	328	1,082.40	0.732	1	6		240
count	11	平均				0.0250	0.258						0.765				
3	3	田	2	64.38	1.61	0.0250	0.290		7	12	222	732.60	0.676	1			150
9	4	田	2	94.83	2.371	0.0250	0.290	1	0	27	327	1,079.10	0.688	1	5		225
13	5	田	2	60.9	1.523	0.0250	0.290		7	7	210	693.00	0.643		9		135
28	6	田	2	108.75	2.719	0.0250	0.290	1	2	15	375	1,237.50	0.640	1	6		240
29	7	田	2	134.56	3.364	0.0250	0.290	1	5	14	464	1,531.20	0.647	2			300
37	8	田	2	133.4	3.335	0.0250	0.290	1	5	10	460	1,518.00	0.652	2			300
52	44	田		32.308	0.808	0.0250	0.191	5	19	169	557.70	0.666			7	5	112.5
64	53	田		62.399	1.56	0.0250	0.229	9	2	272	897.60	0.662	1	2			180
70	59	田		27.908	0.698	0.0250	0.285	3	8	98	323.40	0.689		4	5		67.5
87	67	田		34.9	未記載	#VALUE!	0.141	8	7	247	815.10	0.668	1	1			165
100	73	田		94.308	未記載	#VALUE!	0.303	1		11	311	1,026.30	0.675	1	4		210
count	11	平均				0.0250	0.263						0.664				
1	9	田	3	94.766	2.369	0.0250	0.273	1	1	17	347	1,145.10	0.648	1	5		225
2	10	田	3	22.121	0.553	0.0250	0.273		2	21	81	267.30	0.648		3	5	52.5
11	11	田	3	91.336	2.283	0.0250	0.252	1	2	2	362	1,194.60	0.663	1	6		240
15	12	田	3	126.445	3.161	0.0250	0.279	1	5	3	453	1,494.90	0.662	2			300
25	13	田	3	49.158	1.229	0.0250	0.273		6		180	594.00	0.667		8		120
26	14	田	3	54.62	1.366	0.0250	0.300	6	2	182	600.60	0.701		8	5		127.5
27	15	田	3	55.166	1.379	0.0250	0.273	6	22	202	666.60	0.668		9			135
31	16	田	3	58.17	1.454	0.0250	0.273	7	3	213	702.90	0.563		8			120
33	17	田	3	49.704	1.243	0.0250	0.273	6	2	182	600.60	0.618		7	5		112.5
47	41	田		81.952	2.049	0.0250	0.256	1	0	20	320	1,056.00	0.656	1	4		210
59	49	田		69.442	1.736	0.0250	0.303	7	19	229	755.70	0.655	1				150
65	54	田		11.47	0.287	0.0250	0.191	2		60	198.00	0.650			2	6	39
69	58	田		48.737	1.218	0.0250	0.266	6	3	183	603.90	0.656		8			120
82	65	田		96.839	2.421	0.0250	0.300	1		23	323	1,065.90	0.650	1	4		210
count	14	平均				0.0250	0.270						0.650				
16	18	田	4	230.49	5.762	0.0250	0.256	3			900	2,970.00	0.600	3	6		540
30	19	田	4	56.854	1.421	0.0250	0.256		7	12	222	732.60	0.608		9		135
32	20	田	4	81.952	2.049	0.0250	0.271	1		2	302	996.60	0.596	1	2		180
34	21	田	4	66.842	1.671	0.0250	0.256	8	21	261	861.30	0.690	1	2			180
35	22	田	4	47.379	1.184	0.0250	0.256	6	5	185	610.50	0.649		8			120
36	23	田	4	73.757	1.844	0.0250	0.256	9	18	288	950.40	0.625	1	2			180
71	60	田		72.669	1.817	0.0250	0.210	1	1	16	346	1,141.80	0.629	1	4	5	217.5
76	62	田		83.531	2.088	0.0250	0.248	1	1	7	337	1,112.10	0.623	1	4		210
89	69	田		126.15	3.154	0.0250	0.290	1	4	15	435	1,435.50	0.621	1	8		270
97	72	田		11.346	0.284	0.0250	0.160	2	11	71	234.30	0.634			3		45
101	74	田		90.669	未記載	#VALUE!	0.273	1	1	2	332	1,095.60	0.633	1	4		210
109	80	田		69.939	未記載	#VALUE!	0.210	1	1	3	333	1,098.90	0.631	1	4		210
56	46	田		53.787	1.345	0.0250	0.248	7	7	217	716.10	0.622			9		135
57	47	田		136.41	3.41	0.0250	0.285	1	5	29	479	1,580.70	0.626	2			300
63	52	田		83.441	2.086	0.0250	0.285	9	23	293	966.90	0.614	1	2			180
count	15	平均				0.0250	0.251						0.627				
8	24	田	6	12.511	0.311	0.0249	0.205		2	1	61	201.30	0.492		2		30
14	25	田	6	116.292	2.907	0.0250	0.205	1	8	27	567	1,871.10	0.582	2	2		330
17	26	田	6	17.228	0.431	0.0250	0.205		2	24	84	277.20	0.625		3	5	52.5
18	27	田	6	4.717	0.118	0.0250	0.181			26	26	85.80	0.577		1		15
19	28	田	6	82.04	2.051	0.0250	0.205	1	3	10	400	1,320.00	0.638	1	7		255
20	29	田	6	63.581	1.59	0.0250	0.205	1		10	310	1,023.00	0.629	1	3		195
21	30	田	6	33.804	0.845	0.0250	0.188		6		180	594.00	0.458		5	5	82.5
23	31	田	6	26.311	0.658	0.0250	0.173		5	2	152	501.60	0.493		5		75
24	32	田	6	30.236	0.756	0.0250	0.188		5	11	161	531.30	0.466		5		75
49	42	田		81.495	2.037	0.0250	0.266	1		6	306	1,009.80	0.588	1	2		180
55	45	田		66.757	1.669	0.0250	0.229	9	21	291	960.30	0.567	1	1			165
58	48	田		46.092	1.152	0.0250	0.303	5	2	152	501.60	0.592		6			90
60	50	田		50.406	1.26	0.0250	0.285	5	27	177	584.10	0.593		7			105
62	51	田		87.175	2.179	0.0250	0.229	1	2	20	380	1,254.00	0.592	1	5		225
66	55	田		34.888	0.872	0.0250	0.173	6	22	202	666.60	0.594		8			120
81	64	田		56.214	1.405	0.0250	0.227	8	8	248	818.40	0.575		9	5		142.5
107	78	田		53.452	未記載	#VALUE!	0.229	7	23	233	768.90	0.579		9			135
110	81	田		15.294	未記載	#VALUE!	0.191	2	20	80	264.00	0.563		3			45
count	18	平均				0.0250	0.216						0.567				

順	数	種別	等級	地価 (円)	地租 (円)	地租/地価	地価/合 計坪数	反	畝	歩	合計坪	合計㎡	Kg/合計 坪	石	斗	升	米收穫量 (kg)
22	33	田	7	25.965	0.649	0.0250	0.173				150	495.00	0.500				75
39	34	田	7	60.066	1.502	0.0250	0.173	1	1	17	347	1,145.10	0.540	1	5	5	187.5
count	2	平均				0.0250	0.173						0.520				
40	36	田	8	9.268	0.232	0.0250	0.160			1	28	58	191.40		2		30
count	1	平均				0.0250	0.160						0.517				
38	37	田	9	5.079	0.127	0.0250	0.145			1	5	35	115.50		1		15
42	38	田	9	61.522	1.538	0.0250	0.145	1	4	4	424	1,399.20	0.495	1	4	4	210
45	39	田		33.581	0.84	0.0250	0.173			6	14	194	640.20		6		90
46	40	田		55.718	1.393	0.0250	0.145	1	2	24	384	1,267.20	0.469	1	2	2	180
50	43	田		10.333	0.258	0.0250	0.105			3	8	98	323.40		3		45
88	68	田		16.333	未記載	#VALUE!	0.089			6	4	184	607.20		5		75
93	70	田		46.199	1.155	0.0250	0.188			8	6	246	811.80		8		120
43	35	田	7	33.408	0.835	0.0250	0.173			6	13	193	636.90		6		90
count	7	平均				0.0250	0.141						0.459				
83	66	田		70.818	1.77	0.0250	0.301			7	25	235	775.50	#VALUE!	未記載	未記載	#VALUE!
94	71	田		40.028	未記載	#VALUE!	0.303			4	12	132	435.60	#VALUE!	未記載	未記載	#VALUE!
111	82	田		59.084	未記載	#VALUE!	0.281			7		210	693.00	#VALUE!	未記載	未記載	#VALUE!
合計	83	田		5146.198			0.245				20,983						
				合計地価 (円)							坪合計						
12	7	宅地	1	56.138	1.403	0.0250				7	15	225	742.50	0.733	1	1	165
7		宅地	2	92.311	2.308	0.0250		1	3	21	411	1,356.30	0.584	1	6	3	240
61		宅地		15.534	0.388	0.0250				2	3	63	207.90	0.714		3	45
77		宅地		19.861	0.497	0.0250				2	5	65	214.50	1.154		5	75
84		宅地		34.437	0.861	0.0250				5	5	155	511.50	#VALUE!	未記載	未記載	#VALUE!
95		宅地		5.425	未記載	#VALUE!					22	22	72.60	#VALUE!	未記載	未記載	#VALUE!
99		宅地		12.399	未記載	#VALUE!				2	11	71	234.30	#VALUE!	未記載	未記載	#VALUE!
				236.105							1,012						
				合計地価 (円)							坪合計						
98	12	畑		9.671	未記載	#VALUE!				2	8	68	224.40	#VALUE!	未記載	未記載	#VALUE!
113	16	畑		11.019	未記載	#VALUE!				3		90	297.00	0.650	3	9	58.5
112	15	畑		5.996	未記載	#VALUE!				1	13	43	141.90	0.628	1	8	27
96	11	畑		3.305	0.083	0.0251				1	6	36	118.80	0.625	1	5	22.5
6	2	畑	2	17.054	0.426	0.0250				4	12	132	435.60	0.568	5		75
104	13	畑		3.068	未記載	#VALUE!					22	22	72.60	0.545		8	12
74	8	畑		3.183	0.08	0.0251					26	26	85.80	0.519		9	13.5
73	7	畑		6.554	0.164	0.0250				1	17	47	155.10	0.511	1	6	24
54	5	畑		3.163	0.079	0.0250				1		30	99.00	0.500	1		15
4	1	畑	2	7.881	0.197	0.0250				2	1	61	201.30	0.492	2		30
41	3	畑	5	2.866	0.072	0.0251				1	2	32	105.60	0.469	1		15
51	6	畑		3.374	0.084	0.0249				1	2	32	105.60	0.469	1		15
78	9	畑		37.262	0.932	0.0250				8	22	262	864.60	0.458	8		120
105	14	畑		20.769	未記載	#VALUE!				6	17	197	650.10	0.457	6		90
53	4	畑		2.108	0.053	0.0251					20	20	66.00	0.450		6	9
79	10	畑		9.671	0.242	0.0250				2	8	68	224.40	0.331	1	5	22.5
count	16			146.944							1,166						
				合計地価 (円)							坪合計						
44		林		0.717	0.018	0.0251		1	0	19	319	1,052.70	0.000				0
48		林		0.603	0.016	0.0265				8	28	268	884.40	0.000	0		0
				1.32							587						
				合計地価 (円)							坪合計						
75		山林		0.488	0.012	0.0246		1	9	9	579	1,910.70	#VALUE!	未記載	未記載	未記載	#VALUE!
				0.488							579						
				合計地価 (円)							坪合計						

出所：「所持田畑宅地記載帳」（1884年：高田家所蔵古文書）より作成

脚注

(注1) 「村明細帳」は領主、石高、面積、人口、寺社、山林、水路、農作物など村の概況を記している。

(注2) 石(こく)は尺貫法における体積(容量)の単位の1つで、1石=10斗=100升=1000合である。日本では、1食に米1合、1日3合が概ね成人1人の消費量とされているので、1石は成人1人が1年間に消費する米の量にほぼ等しいとみなされている。田地1反はもとは米1石の収穫を上げられる田地の面積として定義されたものであった。

(注3) 1620-33年の年貢率の上下幅は39.30-51.30%であり、1648-60年の年貢率の上下幅は本田33.0-55.0%、新田10.0-30.0%である。

参考文献

井野節子・滝川好夫『姫路市・高田(井野)節子ご先祖の足跡をたどる』泉文堂、2022年6月(予定)。

佐藤正男『土地税制史-評価を中心として-』『税大論叢』(税務大学校)第39号、2002年6月。

汐見三郎「新地租法案の税率」『経済論叢』第29巻第5号、1929年11月、pp.161-164。